

淡路広域水道企業団上水道配管図の閲覧等に係る事務取扱要綱

平成 30 年 5 月 23 日

訓 令 第 3 号

改正 令和 2 年 11 月 27 日 訓令第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、淡路広域水道企業団（以下「企業団」という。）が保有する上水道配管図の閲覧及び写し（以下「閲覧等」という。）の交付事務について、必要な事項を定めるものとする。

(上水道配管図の閲覧等を申請できる者)

第 2 条 何人も、この要綱の定めるところにより、企業団に対して上水道配管図の閲覧等を申請することができる。

(閲覧等の手続)

第 3 条 前条の規定による閲覧等の申請をしようとする者は、上水道配管図閲覧・写し交付申請書（別記様式）を提出しなければならない。

(閲覧等の実施場所等)

第 4 条 前条に規定する交付申請書は、当該上水道配管が敷設されている市域のサービスセンターで受付けるものとし、閲覧等の実施場所も当該サービスセンターで行うものとする。ただし、淡路市内に敷設されている上水道配管図については、淡路市お客さまセンターにおいても受付及び閲覧が出来るものとする。

(費用の負担)

第 5 条 第 3 条に定める上水道配管図の写しの交付申請に要する費用は、淡路広域水道企業団情報公開条例施行規則（平成 13 年淡路広域水道企業団規則第 3 号）第 12 条第 1 項に規定する写しの作成に要する費用とする。

2 前項に規定する費用は、当該写しの交付を受けるときまでに納付しなければならない。

(違反に対する措置)

第 6 条 閲覧等により情報を得た者が、申請書に記載の誓約事項を遵守しなかったときは、企業長は、以後の閲覧等について受付しないものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この訓令は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日訓令第 3 号）

この訓令は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

年 月 日

上水道配管図 閲覧・写し交付申請書

淡路広域水道企業団
企業長 様

(申請者) 住 所 _____

氏 名 _____

TEL () _____

下記のとおり、上水道配管図の閲覧・写しの交付を申請します。
申請にあたっては、下記の誓約事項を厳守します。

上水道配管図閲覧

配管の所在地	
申請理由	<input type="checkbox"/> 給水装置工事のため <input type="checkbox"/> その他 ()
写しの交付	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要

※ に「」を記入すること。

誓約事項

- ・閲覧等により得た情報は十分に注意して保管し、申請理由の使用目的以外に使用しないと
もに第三者への情報提供はいたしません。
- ・本申請に関して、関係者及び淡路広域水道企業団に損害を与えた場合、又は紛争が生じた場
合は申請者の責任において全て解決します。

※給水配管、止水栓、水道メーターは、所有者からの給水装置工事の提出資料等に基づくもの
であり、現地の状況と相違する場合があります。

※ご提供いただいた個人情報、水道事業業務の目的の範囲内で使用します。